

令和9年度 魚島さざなみ留学

島で学ぶ。地域と育つ。
~~~~~

お試し留学体験は次の日程からお選びください

10/19  
(月)

10/27  
(火)

11/2  
(月)

11/11  
(水)

募集締切

11/18(水) **必着**



お問い合わせ・お申込み

上島町教育委員会 生涯学習課  
魚島さざなみ留学担当

☎ : 0897-77-2128 (代表)

✉ : shogai-gakushu@town.kamijima.ehime.jp

# 令和 9 年度 魚島さざなみ留学募集要項

## 1. 目的

上島町魚島さざなみ留学制度（以下「さざなみ留学」という。）は、魚島の自然環境や ICT 教育、少人数教育に加え、地域住民との交流や地域行事への参加、寮での共同生活など、離島での暮らしそのものを通じた学びに関心を持つ町外在住の児童生徒を対象とした制度です。上島町立魚島小・中学校への入学又は転校を希望する児童生徒に寄宿舍（寮）や公営住宅等を提供し、地域の一員として多様な経験を重ねながら、心身ともに健やかで豊かに成長することを支援することを目的とします。

魚島は、愛媛県上島町にある人口約 120 名、面積 1.36 km<sup>2</sup>の小さな島です。

魚島小・中学校では ICT 教育を導入し、ソフトバンクロボティクスの「Pepper」とともに少人数教育を行っています。現在の児童生徒は 10 名（小学 4 年生 1 名、小学 6 年生 2 名、中学 1 年生 3 名、中学 2 年生 2 名、中学 3 年生 2 名）で、地元生徒 1 名と第四期生の留学生 9 名（親子型 3 名、合宿型 6 名）が魚島で生活しています。

## 2. 留学先

上島町立魚島小学校・上島町立魚島中学校

〒794-2540 愛媛県越智郡上島町魚島一番耕地 828

## 3. 対象及び定員

| 区分  | 対象学年            | 定員    |
|-----|-----------------|-------|
| 合宿型 | 小学 5 年生～中学 3 年生 | 7 名程度 |
| 親子型 | 小学 1 年生～中学 3 年生 | 3 組程度 |

### （１）合宿型

ア 町が整備した寮において、保護者に代わって日々の教育指導と寮生活の世話をする指導者（以下「ハウスマスター」という。）のもと、他の留学生と共同生活を送ります。

イ 寮は男女別です。（食事は全員一緒にとります。）

### （２）親子型

ア 保護者とともに魚島に移住して生活します。移住に際しては、町が空き家又は公営住宅をあっせんします。

イ 上島町から主な生活家具・家電を無償で貸与します。

## 4. 募集基準

---

受入れに当たっては、お試し留学体験及び面談を実施します。選考に当たっては、児童生徒本人の留学への意欲、学校生活や集団生活への適応状況、基本的な生活習慣、保護者との連携状況等を踏まえ、魚島での生活を継続して送ることができるかを総合的に判断します。

- (1) 令和9年4月時点で義務教育の対象となる小学1年生から中学3年生までの児童生徒であること（合宿型は小学5年生から）。
- (2) 令和8年度に実施する「お試し留学体験」に参加していること。
- (3) 地域の自然環境や少人数の学校生活に関心があること。
- (4) 豊かな自然体験やICT教育等を通じて、第2のふるさとを求めていること。
- (5) 基本的な生活習慣を保ち、登校を継続できること。
- (6) 学校生活、寮生活及び地域生活のルールを理解し、集団生活を継続して送ることができると思込されること。
- (7) 留学期間中、上島町に住民票を移すことを約束できること。
- (8) 保護者が学校、寮及び上島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と継続的に連携でき、PTA活動へ積極的に参加することを約束できること。

※ スクールカウンセラー等による相談業務や、特別な支援を要する児童生徒へのサポート業務を主とするスタッフの常駐はありません。（ただし、定期的なサポート及び不登校相談支援の体制は整備しています。）

## 5. 契約及び留学期間

---

- (1) 契約は、教育委員会、魚島離島留学推進連絡協議会（以下「推進協議会」という。）及び留学生の保護者の三者で締結し、それぞれが契約事項を誠実に守ることとします。
- (2) 留学期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とします。継続を希望する場合は、改めて申込書を提出していただき、推進協議会と協議のうえ教育委員会が決定します。なお、留学生の状況等により、継続が認められない場合があります。

## 6. 応募方法及び申込期限

---

- (1) お試し留学体験

留学希望者には、魚島小・中学校でお試し留学体験をしていただきます。在校生と一緒に授業を受け、給食も一緒に食べます。その後、学校関係者等と面談を行います。

ア 日程（いずれも午前9時30分から実施）

|       | 日 程          |
|-------|--------------|
| 第 1 回 | 10 月 19 日（月） |
| 第 2 回 | 10 月 27 日（火） |
| 第 3 回 | 11 月 2 日（月）  |
| 第 4 回 | 11 月 11 日（水） |

#### イ 申込方法

ご都合のよい日程を選び、実施日の 2 週間前までに教育委員会生涯学習課へご連絡ください。

#### ウ 船便

土生港（広島県尾道市）発 午前 8 時 00 分

弓削港（上島町）発 午前 8 時 10 分

魚島港着 午前 9 時 02 分

上記の定期船をご利用ください。

エ 当日の給食費（小学校 1 食 290 円、中学校 1 食 335 円）は参加者の自己負担です。なお、直前にキャンセルされた場合は、キャンセル料をいただくことがありますので、お早めにご連絡ください。

（2）別紙「魚島さざなみ留学申込書」を、教育委員会へ郵送又は電子メールに添付して提出してください。

（3）申込期限 令和 8 年 11 月 18 日（水）必着

## 7. 留学生の決定

推進協議会で選考のうえ教育委員会が決定し、令和 8 年 12 月上旬に結果を通知します。

※ 魚島での生活や学校生活を円滑に開始できるよう、現在通学している学校へ事前に連絡を取らせていただきます。

※ 必要に応じて、医療機関等の検査資料を提出していただくことがあります。

## 8. 留学に関わる費用

### 【合宿型】

（1）保護者は、食費を含む寮運営の負担金として、一人当たり月額 35,000 円を、当月末までに納入していただきます。（8 月は閉寮期間のため負担金はありません。）

（2）入居又は退去した月の在寮期間が 1 か月に満たない場合は、その月の負担金を日割り計算します。（公営住宅の取扱いに準じます。）

- (3) 学校給食費、PTA 会費、学校教材費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費その他児童生徒に係る費用は、保護者の負担となります。（上島町からの補助がある場合があります。）
- (4) 給食費（中学校 1 食 285 円）は、請求のあった月の末日までに納めていただきます。※小学校 無償(国の制度変更等により 1 食 240 円が必要になる可能性があります。)
- (5) 留学生本人の帰省に係る交通費については、年度内 4 回を上限に、往復交通費の実費を補助します。（上限 1 回につき 50,000 円）

### 【親子型】

- (1) 上島町は、親子型留学世帯に対し、月額 30,000 円（第 2 子以降は 1 人につき 10,000 円を加算）の補助金を支給します。（初年度を含め最長 3 年間）
- (2) 借家又は公営住宅への入居に際しては、負担軽減のため上島町から主な生活家具・家電を無償で貸与しますので、ご確認のうえ準備を進めてください。
- (3) 学校給食費、PTA 会費、学校教材費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費その他児童生徒に係る費用は、保護者の負担となります。（上島町からの補助がある場合があります。）
- (4) 給食費（中学校 1 食 285 円）は、請求のあった月の末日までに納めていただきます。※小学校 無償(国の制度変更等により 1 食 240 円が必要になる可能性があります。)

## 9. ハウスマスター

---

- (1) ハウスマスターは、留学生を島民の一員として、一人一人に深い理解と愛情を持って接し、心身の健全な成長を願って養育に当たります。
- (2) ハウスマスターは、学校運営に対し保護者と同様の立場で参加します。また、保護者との連絡を密にし、留学生に対して適切な対応を心掛けます。
- (3) ハウスマスターは、留学生に事故や大きな病気等が発生しないよう最善の注意を払います。万一発生した場合は、適切な処置を行うとともに、保護者及び推進協議会に報告し、協議のうえ対応します。

## 10. 保護者の義務

---

- (1) 保護者は、留学生の養育に責任を持つとともに、地域住民との積極的な関わりを通じて連携を深め、子どもたちの健全な育成に努めていただきます。
- (2) 保護者は、魚島小・中学校の PTA 会員となり、その取組に責任を持って積極的に参加していただきます。
- (3) 【合宿型】保護者は、留学生の親権者として、契約締結後も児童生徒の扶養義務の全てをハウスマスターに委ねるものではありません。次に掲げる事項が発生したとき、ハウスマスターは必要な措置を講じますが、その後の責任は保護者が負うものとし、呼び出しがあったときは、特別な事情がない限り、これに応じていただきます。

ア 留学生が病気や事故により身体に異常をきたした場合

- イ 留学生に急病や家出など予期せぬ重大な事態が発生した場合
- ウ 留学生の養育に関し困難な問題が発生した、又はその恐れがある場合
- エ 留学生が故意又は過失により不測の事故を起こした場合

## 11. 契約の解除

---

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがあります。

- (1) 留学生の問題行動等により、ハウスマスターの指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 負担金の未納その他の契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情により、解除の希望が生じたとき。
- (4) 申込書又は契約書に虚偽の記載があったとき。
- (5) 病気、けが等の一時的な場合を除き、登校しない状態が続いたとき。

## 12. その他

---

- (1) この要項及び魚島離島留学制度実施要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、保護者、ハウスマスター、学校、教育委員会及び推進協議会で協議のうえ善処します。
- (2) 留学生は、長期休業中、原則として帰省するものとします。  
閉寮期間：夏休み、冬休み及び春休みの各期間のうち、休業の開始日の翌々日から終了日の前々日までとします。  
※長期休業により帰省する際は、可能な限り、保護者に迎えに来ていただき、学校との面談をお願いします。
- (3) 医療機関の受診や緊急時の搬送、保護者の来島等について、船便や天候等の影響により時間を要する場合があります。こうした離島の生活環境について十分にご理解のうえお申し込みください。

## 《お問合せ・申込書提出先》

---

〒794-2520 愛媛県越智郡上島町弓削佐島 583 番地  
上島町教育委員会 生涯学習課 魚島さざなみ留学担当  
TEL：0897-77-2128（代表） FAX：0897-77-3207  
E-mail：shogai-gakushu@town.kamijima.ehime.jp